

亀山市乗合タクシー利用カードの返納について

乗合タクシーを利用されなくなった場合、乗合タクシー利用カードの返納をお願いします。
返納手続き後、「のりかめさん ご利用ガイド」等お知らせの発送を停止します。
なお、返納日により「のりかめさん ご利用ガイド」等のお知らせが届く場合があります。
予めご了承ください。

◆手続きの場所・受付時間

手続きの場所	受付時間
亀山市役所 交通政策グループ	8：30から 17：15まで
関支所 地域サービス室	8：30から 17：15まで
加太出張所	8：30から 17：15まで
総合保健福祉センター「あいあい」 地域包括連携グループ	8：30から 17：15まで

※土曜日、日曜日、祝日、休日、年末年始はお休みです。

◆手続きに必要な物

- ・乗合タクシー利用カード

【返納いただく乗合タクシー利用カード 見本】



【お問い合わせ先】

亀山市 政策部

政策推進課 交通政策グループ

0595-84-5066